

## 船橋市行財政改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市が推進する行財政改革の取組みに関し、有識者等の意見を聴取するため、船橋市行財政改革推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、船橋市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）の求めに応じ、本市における行財政改革に関する事項について意見を述べ、その結果を市長に提言する。

(組織等)

第3条 会議は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集される会議は推進本部長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(参考意見等の聴取)

第6条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画財政部政策企画課において処理する。

(災害補償)

第8条 委員の業務にかかる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に

諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月28日から施行する。